

# 周防大島町ワーケーション Island 構想 加速化促進補助金



瀬戸内のハワイ  
山口県周防大島町で  
ワーケーションを  
してみませんか？

周防大島町では、周防大島町外の企業及び団体の社員等が、本町の宿泊施設に滞在しながら テレワークなどの仕事と余暇を組み合わせたワーケーションを実施した場合、町内の宿泊費及び交通費等の一部を補助する制度を創設しました。  
瀬戸内のハワイ、周防大島町でワーケーションをしてみませんか？

## 【対象者】

町内宿泊施設を利用してワーケーションを実施する町内に拠点を持っていない企業及び団体

## 【補助対象経費】

交通費	本町との往復に要する交通費	補助率 1/2
宿泊費	町内宿泊施設の宿泊費	
レンタカー借上料	ワーケーション実施期間中のレンタカー借上料	
ワークスペース利用料	コワーキングスペースや会議室等の利用料	

※補助金には上限があります

詳細については、裏面をご覧ください

## 周防大島町ワーケーション Island 構想加速化促進補助金について

### ○対象者

町内の宿泊施設で宿泊してワーケーションを実施する町内に拠点を有していない企業及び団体

※町内に居住している者がワーケーションに参加する場合はその者を除く

※宿泊施設は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する簡易宿所営業を行う施設及び住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく住宅宿泊事業者の届出をし、住宅宿泊事業を行う住宅をいう

### ○補助金額

- ・交通費 本町との往復に要する交通費の 2 分の 1  
(1 人当たり 15,000 円/回を限度)
- ・宿泊費 町内宿泊施設の宿泊費の 2 分の 1  
(1 人当たり 5,000 円/泊、当該年度内において 7 泊を限度)
- ・レンタカー借上料 実施期間中のレンタカー借上料の 2 分の 1  
(1 日 1 台までで 5,000 円/日を限度)
- ・ワークスペース利用料 コワーキングスペースや会議室等の利用料の 2 分の 1  
(1,000 円/日を限度)

※上記により算定した額の合計額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨て

※ワーケーションの実施 1 回につき 30 万円を限度とし、同一年度内に 2 回まで申請が可能

### ○申請方法

補助金の交付を希望する企業・団体は、周防大島町ワーケーション Island 構想加速化促進補助金交付申請書に関係書類（社員証等の写しやワーケーション実施計画等）を添えて、ワーケーション実施の 20 日前までに周防大島町役場政策企画課へ郵送またはメールにてご提出ください。

〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松 126-2

周防大島町 政策企画課

Mail : seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp

申請書などの様式については、町ホームページにある「周防大島町ワーケーション Island 構想加速化促進補助金制度」のページよりダウンロードしてください。

<https://www.town.suo-oshima.lg.jp/soshiki/2/8761.html>

(町HP)



### ○お問い合わせ

周防大島町 政策企画課 0820-74-1007